

令和7年第3回津南町議会定例会会議録

(9月8日)

| | | | | | | | |
|---|-------------------|-----------|-------|----------------------|--------------------|---------|--|
| 招集告示年月日 | | 令和7年8月28日 | | 招集場所 | | 津南町役場議場 | |
| 開会 | 令和7年9月4日 午前10時00分 | | | 閉会 | 令和7年9月12日 午前10時53分 | | |
| 応招・ 不応招 出席・ 欠席の別 | 議席番号 | 議員名 | 応招等の別 | 議席番号 | 議員名 | 応招等の別 | |
| | 1番 | 月岡奈津子 | 応・出 | 7番 | 風巻光明 | 応・出 | |
| | 2番 | 滝沢萌子 | 応・出 | 8番 | 石田タマエ | 応・出 | |
| | 3番 | 村山郁夫 | 応・出 | 9番 | 栞原洋子 | 応・出 | |
| | 4番 | 関谷一男 | 応・出 | 10番 | 吉野徹 | 応・出 | |
| | 5番 | 久保田等 | 応・出 | 11番 | 江村大輔 | 応・出 | |
| | 6番 | 筒井秀樹 | 応・出 | 12番 | 恩田稔 | 応・出 | |
| 地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印) | 職名 | 氏名 | 出席者 | 職名 | 氏名 | 出席者 | |
| | 町長 | 桑原悠 | ○ | 農林振興課長 農業委員会事務局長 | 小島孝之 | ○ | |
| | 副町長 | 根津和博 | ○ | 観光地域づくり課長 DMO推進室長 | 石沢久和 | ○ | |
| | 教育長 | 島田敏夫 | ○ | 建設課長 | 鴨井栄一郎 | ○ | |
| | 農業委員長 | 藤ノ木稔 | | 教育委員会教育次長 | 滝沢泰宏 | ○ | |
| | 監査委員 | 藤ノ木勤 | ○ | ジオパーク推進室長 | 五十嵐誠 | ○ | |
| | 総務課長 | 高橋昌史 | ○ | 会計管理者 | 太田昌 | ○ | |
| | 福祉保健課長 | 野崎健 | ○ | 病院事務長 | 小林武 | ○ | |
| | 税務町民課長 | 鈴木真臣 | ○ | | | | |
| 職務のため出席した者の職・氏名 | | 議会事務局長 | 保坂晃久 | 議会事務局班長 | 太田一規 | | |
| 会議録署名議員 | | 3番 | 村山郁夫 | 8番 | 石田タマエ | | |

〔付議事件〕

(9月8日)

- | | | |
|-------|--|--|
| 日程第1 | 議案第60号 | 津南町指定居宅介護支援事業所設置条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第61号 | ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第62号 | ニュー・グリーンピア津南運営支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第63号 | 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第64号 | 津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第65号 | 津南町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第66号 | 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第67号 | 津南町訪問看護事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第68号 | 財産の取得について（避難所環境改善資機材） |
| 日程第10 | 議案第69号 議案第70号 議案第71号 議案第72号 認定第1号 認定第2号 認定第3号 認定第4号 | 令和7年度津南町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第11 | | 令和7年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | | 令和7年度津南町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | | 令和7年度津南町病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | | 令和6年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | | 令和6年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | | 令和6年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | | 令和6年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第5号 | 令和6年度津南町簡易水道事業会計決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第6号 | 令和6年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第7号 | 令和6年度津南町農業集落排水事業会計決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第8号 | 令和6年度津南町病院事業会計決算の認定について |

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

議案第 60 号 津南町指定居宅介護支援事業所設置条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 60 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、町立津南病院 3 階の利活用を検討するなかで、院内に令和 7 年度中の設置が計画されている指定居宅介護支援事業所につきまして令和 7 年 12 月 1 日に開設を予定していることから、この度、条例の制定を行うものです。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

9 番、栗原洋子議員。

（9 番）栗原洋子

何点か、お聞きします。

この居宅介護支援事業所、今、地域連携室が 4 階にあるかと思うのですが、その部分はどうなるのか。無くして、この事業所になるのでしょうか。それが 1 点です。

それから、介護支援専門員、ケアマネの方だと思うのですが、その方 1 名はもう決まっていらっしゃるのか。今いる方がそのままそこに移行するのか。その他、必要な職員というのはヘルパーなののでしょうか。一応、教えてください。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

最初の御質疑でございます。地域連携室について、私のほうからお話させていただきます。地域連携室は、今までどおり設置いたします。地域連携室は、入退院、あるいは他院との調整等々を主な仕事としているところでございまして、こちらはケアマネ事業所は、病院から退院するとき、あるいは認定を受けている方が入院をするときの情報連携等々を主に扱うということで、当然、業務の中でお互いに情報共有や連携はさせていただきますけれども、これをもって地域連携室を無くすということとはございません。

それから、2点目でございます。その他職員ということで、これはどちらかという事務的な職員を想定しております。毎月、国保連合会のほうに報酬の請求を掛けなければいけませんので、そういった実務、事務的な作業というのがやはりどうしてもケアマネさん。基本的には主任介護支援専門員管理者1名で当初は始まるということでございまして、その事務的な部分をやっていただくということで兼務で職員を置くと聞いております。

それから、この主任介護支援専門員の職員は、既存の病院職員を充てるのかどうかという御質疑でございますが、こちらにつきましては先般、採用試験を行いまして、新規に主任介護支援専門員の資格を取得する見込みの職員を採用する予定ということで聞いております。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

今、人手が足りない時ですので、本当にこの連携室の職員とこれからの事業の中での支援専門員、連携してやられると思うのですけれども、事業所としては、今ある所で一緒にということなのですか。違うのかな。

それと、これを作るということは、介護医療院を将来的に考えていらっしゃると思うのですけれど、その開設のためにこういう準備、こういう事業所が必要ということなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

居宅介護支援事業所につきましては、単体の一つの事業所ということでございまして、先ほど言いましたように、この居宅介護支援事業所と病院の連携室、あるいは病院内のその他セクションが情報共有、連携を図るということで御理解いただきたいと思います。

それから、この居宅介護支援事業所の設置が介護医療院の設置の必須事項というわけで

はございません。これは、3階の利活用検討のワーキンググループの中で、やっぱり在宅の支援、今、院内でいろいろ訪問診療、訪問看護、通所リハビリ等々、在宅のいろんなサービスを院内で提供しておりますけれども、やはりそういったところの情報共有がどうしても弱い部分があるというなかで、やはりサービスをつなぐという意味で居宅介護支援事業所が必要だと。また、町内の居宅介護支援事業所の数が1か所しかございません。その部分が非常に弱いということで、サービスが円滑につながらないという実態もございますので、そういったところを総合的に勘案して、この度、設置の方向ということで進めているところでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第60号について採決いたします。

議案第60号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 2

議案第61号 ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例を廃止する 条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第61号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、ニュー・グリーンピア津南スキー場の現指定管理者である㈱津南高原開発との指定管理期間が本年9月末日で終了すること、町が今後、施設等の民間譲渡の手段として行政財産から普通財産に戻す必要があることから、この度、条例の廃止を行うものであります。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

今ほど、課長から説明いただきました。しつこいようでありますけれども、今回のこの条例改正の内容説明につきましては、当然、お借りしている(株)津南高原開発様は、町から説明され、そして理解をして、そして承諾をされているというような理解でよろしいですか。

それから、私個人的でありますけれども、私はこの条例改正につきましては、できれば(株)イントランス様がこういったなかで進めておられることで町長から説明をいただいております、本契約が終わった後で条例改正でもいいのではないかと思うのですけれども、その点について、もう一度教えてください。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

今ほど、説明をしたとおり、先週金曜日の話なのですけれども、(株)津南高原開発さんが代理人として立てている弁護士さんがおられます。私どもも御案内のとおり、この民間譲渡に当たっては弁護士さんを立ててございます。この条例につきましては、中身はいろいろと、これも議員の皆様の方からも指定管理、あるいは現貨貸借契約、あるいは使用貸借といういろいろ選択肢があるなかで、どの辺に落ち着くことが今後の運営に一番良いのかというところで、弁護士を交えたなかで相談をしてきたというところがございます。そういったなかで、(株)津南高原開発さんが代理人として立てた弁護士さんと私どもの弁護士さんとの間の金曜日のお話によりますと、現貨貸借契約の更新というようなかたちのなかで覚書を交わして、スキー場の経営もその中に盛り込むということで話が進められているということで御理解をいただければと思っています。

なぜこの時期かということになります。先ほど来申し上げているように、この民間譲渡に当たっては、今現在、行政財産であるのですが、これを普通財産に戻す必要があるということでございます。先ほど来、お話をさせていただいてきたとおり、今回、建物のほうが9月末で切れるものですから、それに合わせるかたちでやるのが町としても、(株)津南高原開発さんにとって良いのかなということで、この9月末日をもってお願いをしたいと思っています。

議長 (恩田 稔)

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

町も町長をはじめ、本当に従業員の方々、今、経営をしておられる方々、町の一番大切な施設でありますので、本当に心配をされ、今後の行方ということについて真剣に考えていただいております。今、課長からお言葉を頂きましたけれども、そのなかでこの金曜弁護士

士さんでお話を決められたということでもあります。そして、覚書を交わされたということでもありますけれども、その場においては、弁護士さんだけではなく、町から町長若しくは副町長が一緒になってその会に出て、そういったことをお決めになったということでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

私の説明が少し誤解を招くような説明であったかもしれませんが、まだ交わされてはいません。当然、この議会もありますので、交わされてはいないのですが、スキー場の部分も、この現貨貸借契約の更新の中のものとして覚書の中で締結をしていくというような方向性でしているということで御理解いただきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

もう双方の弁護士同士の話合いでやるということはお互い決めておりますので、私が同席したということはありませんし、社長が同席したということもありません。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

本当にすみません。しつこいようで申し訳なく思っております。では、もちろんこちらの弁護士さん、ニュー・グリーンピア津南の弁護士さん、どういう方が出られたか分かりませんが、そういったなかできちんとそれを理解され、そのように進めようということで理解をされた、承諾をされたということで考えてよろしいのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

おっしゃるとおりでございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

(7番) 風巻光明

1点だけ質疑させていただきます。

この条例については、漠然とスキー場の設置及び管理に関する条例ということであってありますけれども、このスキー場とは、概略、どこからどこまでの区域であって、何平米あるのかというのをまず最初にお知らせください。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

このスキー場の設置及び管理に関する条例のところでは、名称及び位置が、名称としては「ニュー・グリーンピア津南スキー場」ということで、その位置については「津南町大字秋成 12275 番地ほか」というような条例の中身になっているところがございます。今、議員がおっしゃったことの回答になるか分かりませんが、そういったことでは定義をされているということになっています。

それから、何平米ということになりますと、今、すみませんが私の手持ち資料の中に何平米というものが出てきませんので、即答は。 — (村山議員「決算書に出ています。決算書の財産台帳に。」の声あり。) — お待たせしました。例えば、令和6年度の歳入歳出決算書の中、250ページでございますが、土地の所に書いてあるのが35万㎡ということで、土地はそのようになっているかなと思っております。ただ、これはニュー・グリーンピア津南の全体ではないでしょうか。スキー場のほうは行政財産だということになりますので、今ほどのお答えが土地についてはそのようなことになるかなと思ってます。

あと、財産に関する調書でしょうか、こちらの4ページに書いてあるのですが、行政財産ということで、ゲレンデ用地とスキー場の駐車場部分、ニュー・グリーンピア津南スキー場のゲレンデ用地という記載がございます。そちらのニュー・グリーンピア津南スキー場のゲレンデ用地につきましては、26万㎡ということで記載されていると思っています。ゲレンデとスキー場の駐車場についてはお読み取りいただければと思っています。

議長 (恩田 稔)

7番、風巻光明議員。

(7番) 風巻光明

非常に不思議なのは、今の財産の調書でニュー・グリーンピア津南の所が35万㎡と言いましたが350万㎡ですよ。一桁違っていますよね。概略で350万㎡ですよ。それに対して行政財産が10分の1以下なのです。26万㎡。ということで、私どもはスキー場という今、ニュー・グリーンピア津南の敷地の約半数強がスキー場と認識しているのですけれども、行政財産と普通財産が指定というか、それが大幅に違っておるわけです。ニュー・グリーンピア津南ゲレンデ用地26万㎡、26haですけども、トータル370haのうちの26haというと10分の1以下なのです。だから、あえて、どこがスキー場なのかと質疑したわけです。ですので、それについてお答えいただきたいということなのです。分からなけ

れば、後ほどでもけっこうですけれども。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員の御質疑に今、お答えができない部分がありますので、また確認をしますが、今年の令和6年度の財産に関する調書は、先ほど申し上げましたとおり、議員御指摘のとおり4ページにゲレンデ用地でいくと26万㎡という記載になっております。そこは今、確認させていただきましたが、議員御指摘の御質疑の回答にはならないかなと思いますので、また調べて、後ほど御回答させていただければと思っております。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

この間の全員協議会での説明であったと思うのですけれども、過疎債については一括償還するというような話があったと思います。通常、こういうものは年度前にやはりちゃんと協議してやっていくと思うのですけれども、年度途中に一括償還が可能なのかということと、理由を含めて国とはどんな話合いの結果が今あるのか。それは決まっているのか。決まっていなくても、この条例だけを廃止するというふうには私はならないのではないかなと思っておりますので、一括償還すると町は言っているのだけれども、その協議はどこまで進んでいるのでしょうか。しかも年度途中だということなのですが。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今ほど、議員の御指摘のあった、このスキー場部分については行政財産というところで、先ほどの町長答弁でもございましたが、過疎債、交付税等々を活用したなかで、これまで整備してきたというところです。今ほどの議員の御指摘なのですが、確かに、これまでもこのようなお話が県・国にはありましたものですから、担当の企画財政班から照会を掛けています。ただ、まだはっきりとこれが決まったと、例えば本日もそうなのですが、決まったところではないということですので、この過疎債の償還も借りた年によって変わってきます。償還期限も令和10年というところ、あるいは先であれば、令和19年3月というところまであります。幅広くありますので、この期間、本来であれば年度年度で計算をしながら返していくということにはなるのでしょうかけれども、現時点でもし民間譲渡がはっきり決まってくると、恐らく国のほうは一括償還というお話になるのかなと思っております。ただ、これも国のほうからはっきり言われたということではないと担当者から聞いていますので、本日のこの条例廃止等々を受け、国のほうに明日以降、また更にどのよ

うな、一括償還になるのか、あるいはまだこのまま分割でできるのか、そういったことも含めて国のほうに担当者から聞いてもらうということにしたいと思っております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

私自体の考えなのかもしれないのですが、これが決まっていななかでこういうことを、条例を。先ほども覚書も交わしていないとか、吉野議員の質疑で覚書もまだ交わしていなかったり、一括償還も国に確認がしっかり取れていなかったり、「と思う」という課長の答弁だと、今、本当に 10 月 1 日からやる必要があるのかというのはどうしても思ってしまう。再三、町民説明会でも町長から「町財政が厳しい」というのがあったと思うのですが、厳しいのであれば、半年間でも過疎債を一括償還しないほうが町財政のためになると思うのです。交付税で 7 割入ってくるという話を前回、企画財政班長はしていたと思うのですが、ということは、やはり今ではなくて延ばしたほうが逆に言うて入ってくるお金もあるというのに、なぜこの 10 月 1 日なのかというのもしっかり説明いただくと。基本、延ばしたほうが町の財政には有利なのではないですか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今ほどのお答えと少しかぶってしまうかもしれませんが、確かに議員おっしゃるとおり、これを償還していくに当たっては今ほどのところで年割で返していますが、途中の 9 月で終わって 10 月からということになれば、恐らく今度はそこからの計算になろうかと思っています。ですから、先に延ばせば延ばすほど、議員おっしゃるとおり町の償還は助かる部分は出てくるかなとは思っています。ただ、私どもとしてこの一番のところは、先ほど申し上げましたとおり、民間譲渡に向かっている最中、プロセスを踏んでいます。そのなかで、これを行政財産にしておくと、民間に譲渡したくても普通財産にしなくてはできないということですので、今回、この 9 月末でニュー・グリーンピア津南の（株）津南高原開発さんとの契約期間が切れるということに併せて、このスキー場の部分も賃貸借契約に盛り込むなかでお願いするというのが町として最善だろうということで考えまして、この時期、この定例会によってお願いをするということになります。ただ、一つの計算のことを言えば、では、どのくらいそこが 12 月まで延ばしたから、日割り計算や月割り計算でどれくらい町が有利になるのかというところは計算をしてみないと分からないところはあります。これが 10 月あるいは 12 月末までになった場合、あるいは 3 月末まで延ばした場合、どれくらい町のメリットになるのか、そこは計算していませんので分かりませんが、そのようなことで御理解いただければと思っています。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回、ニュー・グリーンピア津南スキー場の指定管理の期間も9月30日で終了します。この条例を残した場合、ニュー・グリーンピア津南の設置及び管理に関する条例の中の第3条で、「スキー場の管理に関する業務は指定管理者に行わせるものとする」ということになっております。そうした場合、ここでニュー・グリーンピア津南さんと弁護士同士で、指定管理ではなくて賃貸借契約の中にスキー場を含めるというところにしないと、この9月で指定管理が終わった場合、ここで延長したとしても指定管理の期間が9月30日なので、10月からその延長の期間は誰がスキー場の面倒を見るのかということになりますので、指定管理はここで終わりますけれども、10月以降は賃貸借契約の中に含めるなかで、ニュー・グリーンピア津南さんからスキー場の管理運営をお願いしたいというところがございます。オープンまでも様々なリフトのメンテナンス等もする仕事があろうかと思っておりますので、そういうことでニュー・グリーンピア津南さん、弁護士同士でありますけれども、納得をいただいているものと理解しております。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

今、副町長が言ったのは、結構、町の都合で、今出さなくてもいいのではないかというふうに。もっと指定管理を続ける、逆に言うと、今、覚書も交わされていないということであれば、もうこれが通ると指定管理ではなくなるということですよ。なので、それが決まっていなかでこれを通すということは、覚書もまだできていない、弁護士同士で話しているというのは、ちょっと証拠として私としては納得できていないところがあるので。ということと、総務課長が言っていた「計算できていない。」、町財政が厳しいのであれば、やはり4月、例えば3月31日までにしたほうが償還部分で交付金が入ってくるというのであれば、そこは延ばしませんかとかというのもやっていなくてこれをしていると今聞かえたので。今、何か急いでいるのかどうか分かりませんが、説明が足りないというか、そうなのではないかと思っているのですけれど、その点はどうでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

オーソドックスなやり方であれば、9月30日に指定管理が終わって、今度、指定管理を募集するには普通のやり方ですと、1回公募を掛けて、手を挙げていただいた方を審査して、指定管理者に指定するわけがございます。そういう、かなり時間が掛かるわけがございます。そこを無くしたいというところもあります。同じようなやり方で、特段、指定管理

の時と賃貸借契約の時で町の支援等の状況も変わらないものですから、ここの指定管理が終わってから、また公募をして、新しい指定管理者、(株)津南高原開発さんが手を挙げてくださると思いますので、ある程度の制度的なことで公募を掛けて、審査をして、指定管理にOKを出す。その期間が長くなる可能性がございますので、こういうふうな措置を採らせていただいたところでございます。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

その計算ができていないというのは、私どもも財政担当から国のほうに、そのような状況を今お伝えしているという途中のプロセスでございまして、本日のこういった条例廃止とか、そこをしっかりと決めてからでなければ、国としてもなかなか細かい数字を出せないということでお聞きしていますので、そこは御理解いただきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

指定管理の公募とか審査には、どのくらい時間が掛かるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

例えば、クアハウス津南とかはやっているのですけれども、公募期間は二十日間くらいやっていて、そこから審査をします。ですので、1か月以上掛かるのかなというところです。そこでまた当然、議会の議決を経なくてははいけません。ということは、かなりの期間というか、1か月以上掛かるという。あと、議会の開催日、臨時会でさせていただくことになるとは思いますけれども、それもすぐというわけにはいかないと思いますので、1か月半から、それくらい掛かるのではないかなと。早く見積もってです。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

7番、風巻光明議員。

(7番) 風巻光明

本議案に反対の討論をさせていただきます。

ニュー・グリーンピア津南の売却事案は、当初計画から半年以上も遅れたため、(株)津南高原開発に短期契約で来年3月まで延長してもらおうということだと思っておりますけれども、これは町の都合であって、それであるのであれば、今までと同一条件で行ってもらうのが配慮であり良識ではないでしょうか。ましてや、竜ヶ窪温泉のように外部から入り込んできて2年足らずで赤字だから撤退するというよりも、(株)津南高原開発は20年以上にわたり継続して運営してまいりました。その間、大きな地震にも見舞われ、さらに、長期化した新型コロナウイルス感染症もあり、赤字も続き、町からの金銭的な支援もありました。そのようななか、津南町のため、町民のため、諦めることなく歯を食いしばり、津南町の観光を守ってきたということに対しては大きな敬意を表したいと思っております。

したがって、前段で申し上げましたとおり、同一条件で運営していただくのが常套であり、人道、いわゆる人の道と考え、本案に反対いたします。

次の事案についても同様であります。議員各位の賛同をお願いします。

以上です。

議長 (恩田 稔)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、村山郁夫議員。

(3番) 村山郁夫

本議案に賛成の立場で発言をいたします。

この議案の本旨は、A案・B案にしろ、売買を前提としているものでございます。そこで、今後、いかに処分していくかについて、普通財産に戻さないと何も前に進むことができないというところがあります。一番問題なのは、従業員の皆様がもしここでこの案が否決されますと、またその状態がどうなるのか宙ぶらりんの状態で、また先送りされてしまうというようなことにつながります。従業員の皆様としましては、今、一刻も早く将来的な見通しがどうなるのかという見通しを立てたいはずでございますし、また、そういうふうにしてやらなければならないと思っております。言ってみれば、今の従業員の皆さんは、真っ暗闇の海の中に漂っている皆様方、将来的な見通しを一刻も早く立てたいのに、また今回、その道で先送りされるということになりますと、どうしようもなく不安に駆られるというのが当然あるかと思っております。そして、この問題解決の歯車を一つでも進めるためには、やはり一つ一つ、その問題点を解決していくところしか方法はございません。一刻も早く航海で迷っている皆様方へ道しるべとしての灯台の光を当ててあげる、このことが従業員の皆様の不安の解消に役立つはずでございます。

ということで、私は賛成討論として終わります。

議長 (恩田 稔)

次に、原案に反対の方の発言を許します。

— (討論者なし) —

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番、筒井秀樹議員。

(6番) 筒井秀樹

手短に話させていただきます。原案に賛成の立場で発言させていただきます。

おかしな指定管理にしてみたり、行政財産にしてみたり、行政の失敗もごさいますが、そろそろ前に進まないとどうしようもなくなってしまいますので、皆さんの賛同を求めます。

以上です。

議長(恩田 稔)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

— (討論者なし) —

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第61号について採決いたします。

議案第61号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (起立4名、非起立7名) —

賛成少数です。

よって、議案第61号は否決されました。

日 程 第 3

議案第62号 ニュー・グリーンピア津南運営支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

議長(恩田 稔)

議案第62号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(桑原 悠)

本件につきましては、ニュー・グリーンピア津南の運営を支援するため、賃料や一般財源等を基金に積み立て、修繕費用に充当することとしていましたが、ここ数年の経営状況から賃料は免除し、特定財源も無いことから、収入源は一般財源のみでありまして、当初想定した内容と乖離した状況となっております。結果として、従来の基金本来の役割が果たせない状況、今後、施設等の民間譲渡の手段として必要な財政措置を行うため、この度、条例の廃止を行うものであります。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長(高橋昌史)

— (以下、資料に沿って細部の説明を行う。) —

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

今ほど、一定の目的は終了しているということですが、この前の私の一般質問もそうですけれど、契約書とかの読み解き方というので、2022 年から 2029 年まで覚書をしている、その大元は賃料を払ってもらうという中身になっているわけですよね。ということは、それは今のところ、ただ 7 年間は払わなくていいよという内容になっているだけで、本来は払うということなのであれば、それは今のところ、通常というか契約上では払うことが基本なわけですよね。ただ、いろんな理由があって無料というか無償になっているということであれば、一定の目的を達成しているということにはならないのではないかなと考えてしまいますのですけれど。今もらっていないから、だからいいのだということに聞こえてしまっていて。本来はもらう。けれど、今はもらわない覚書の範囲になっているから一般財源から入れるしかないという、その状況を「目的を達成しているから大丈夫だ。」という話には私はならないのではないかなと思うのですが、その見解はどうでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員の御指摘のとおり、全ての目的が達成されているということではないのですけれども、今ほど説明を申し上げ、また、議員からもそのようなお話がありましたけれども、本来は、現賃貸借契約に基づけば、賃料を頂く必要があるのだと町も思っています。ただ、議員からも今ほどお話があったとおり、このコロナ禍を経て、今ある（株）津南高原開発さんは非常に一生懸命やってきましたが、なかなか運営資金、こういったものについて確保できない、あるいは難しい状況にあるというようなことがございまして、町とそういったことを協議するなかで覚書を交わして、先ほどの令和 11 年までは賃料を頂かないというかたちにはなっております。決して、町としてこれは正解だということではないと思っています。賃貸借契約であれば、当然賃料をもらう。これを最初からもらわないというようなことであれば契約内容を見直して、使用貸借契約であればこういった有償というようなことにはならないのかなということでもございました。先ほどの話とも重複しますが、その辺が現賃貸借契約が良いのか、使用貸借契約で無償で、最初からもらわないことが分かっているのであれば使用貸借契約のほうが良いのではないかな。あるいは、先ほどのスキー場の部分にも掛かりますが、これも指定管理が良いのか、賃貸借契約に含めてのほうが良いのか。こういったところを町と（株）津南高原開発、さらには関係者と協議していったなかで、さきほどの条例であったり、今回の条例については、町としては廃止させていただくのが適当であろうということで、この度、廃止条例を上程させていただいたということで御理解願えればと思っています。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 62 号について採決いたします。

議案第 62 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 4 名、非起立 7 名）—

賛成少数です。

よって、議案第 62 号は否決されました。

日 程 第 4

議案第 63 号 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 63 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、令和 6 年 8 月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に関する項目が示され、1 日につき 2 時間を超えない範囲の部分休業のほか、1 年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲で 1 日当たりの上限時間無く部分休業を取得できることに伴い、条例を改正するものであります。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 63 号について採決いたします。

議案第 63 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 64 号 津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 64 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、令和 6 年 8 月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項について令和 7 年 10 月 1 日施行予定の仕事と生活の両立支援制度の活用に関する職員の意向確認等に関し、条例の一部を改正するものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

この条例に反対するものではないのですが、行政の作る文書というのは非常に読解がしにくいので。出生時両立支援制度という表現をしていますけれども、具体的に言うと、出産による休暇、これは労働基準法で決まっていると思います。そこから更に延長するのは育児休業というかたちで我々は理解しているのですが、これは出生時両立支援制度というのは、二つ丸めてやったものというふうに解釈していいのでしょうか。

それと、不思議なのは、第 18 条の（3）に書いてある、出生後、「子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される」ということで、その意向を確認するための措置をしますということなので、意向を確認するということは、「どうも子ども調子が悪いから、もうちょっと休ませてくれ。」とか、どういう意向の調査をするのか。

この文書では読み取れないので、その 2 点、すみませんが、教えていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

1点目は、議員御賢察のところでありましてけれども、本当に今、いろいろな働き方改革となってきたなかで、職業生活、家庭生活というものをしっかりと両立するという必要性がうたわれてきているかなと思っています。そういったなかで、町の職員等々についても、その辺をしっかりと手当しなければいけないと思っています。特に、今ほどの条例の部分は、そこをしっかりと意向確認しなさいということが大きな町の行政に与えられたものかなと思っています。

議員御指摘の出産以後の育児、出産して、そのお子さんの状態等々、これがきつといろいろな生まれてきてからの状況があるかと思うのですが、そういったところを配慮を要さなければいけないというようなことであれば、その職員から申し出があるか、そういったことが総務課のほうからなのか分かりませんが、お子様の健康状態とかいろいろなことを聴くなかで、そういった子どもについて職員がしっかりとケアをできる、手当をして子育てができるという、そのための環境をどうやって構成すればいいのかということで、しっかりとその職員と向き合って話し合うということが、この意向確認調査かと思っています。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

意向調査というのは、そういった家庭事情を出してくださいということですね。意向調査をした結果、その案件を可とするか否とするかというのは、どういう判断基準で。何かそういう基準もできているのでしょうか。こういう場合は意向書が出ても否だよとか、これは可にしますとか、その合否の判定はどのようにやる予定なのか、その辺について教えてください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先ほども少し御説明させていただいた部分があるのですが、例えば、第22条の5辺りの変更パターンということで、特別な事情についての規定ということになっています。それが例えば、配偶者の入院とか、配偶者の別居、その他申し出に予測することができなかった事実が生じたこと、あるいは、申し出の変更を行わなければならない部分休業の子の養育に著しい事情が生じるといったときに、任命権者が認める事情があった場合には、この部分休業を変更することができるということになりまして、最終的には任命権者ということになります。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 64 号について採決いたします。

議案第 64 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第 65 号 津南町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

議長（恩田 稔）

議案第 65 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、令和 6 年度人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、再任用職員を寒冷地手当の支給対象とすることに関し、条例の一部を改正するものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

3 番、村山郁夫議員。

（3 番）村山郁夫

この 65 号、寒冷地手当に関する条例が上程されておりますが、これについて、寒冷地手当、それから今後も出るでしょうが、職員の給与の人事院勧告に伴う改正。これら、まず、今回の寒冷地手当支給に関して上昇する皆さんの金額、それをどういうふうに財源手当てしていくのか。交付税の金額はどういうふうに算定されるか。それから、一般財源としてどうやって見込まなくてははいけないか。その財源の見通しをお願いします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

例年ですと、人事院勧告がプラス改定された場合、後ほど、普通交付税のほうの再算定というところで交付税措置されることとなります。普通交付税ですので、一般財源扱いになります。例年、人事院勧告部分は、昨年もそうでしたけれども、普通交付税の再算定で措置されたというところがございます。令和7年度、まだ県の人事委員会勧告も国の人事院勧告も12月頃になるかと思っておりますけれども、冬辺りにそういう措置が取られるのではないかと推測しているところがございます。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

今、財源措置は交付税のほうであるというお話でございます。しかし、必ずこの一般財源というものを伴うわけでございますから、そのなかで、いろんな行政上の諸問題でお金が掛かる現実があります。その現実を目をつむって職員給与だけを上げてあげるということについては、果たしてそれで良いのかどうかという疑念があります。ですので、その財源はある程度見込まれるということではございますが、そのほかのそれに関する一般財源の支出というものが必ずある。その必ずあるというものが今後、毎年予想されますが、それについては、同じように財源が少ないなかで、例えば、財政調整基金が少しずつ減ってくるというようなかたちで見ているものでございましょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

土日にやったニュー・グリーンピア津南の説明会でも、冒頭、町長が説明いたしましたけれども、人件費も含め、かなりの財政出動が。少子高齢化によって、かなり扶助費の部分も増えてきておりますし、当然、公共施設が古くなったことにより維持補修費も増えてきている状況から、かなり財政出動は厳しくなってくる。そうした場合は、当然、交付税だけではまかないきれない、税収だけではまかないきれない。そうすると、最後の手段として財政調整基金の取り崩しということになります。令和7年度が確か4億円以上の取り崩しをしております、これを戻せるかどうか分からない状況なのですけれども、そうすると、普通でも毎年2億円以上の取り崩しが発生してくる。そうすると、四、五年で財政調整基金が底をつくような状況が懸念されているところがございます、私どもも当然、行財政の見直し、改革をするなかで、財源の手当や、そして、ふるさと納税等のアップということで努力しているところではございますが、いかんせん、大変な状況になっておりますので、以前から申し上げておりますとおり、公共施設の淘汰というか見直しを掛けている状況でございます。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

そうなのです。まさに行財政改革のほかの施設についても目を向けないとやっていけないという状況が目の前にぶら下がっている状況でございます。ということで、ここにつきまして、今後、ずっと同じような状況が続くということが今お話ありました。同じように今後、各行政施設のほうで掛かっていく経費については、今ぶら下がっている諸問題に目をつむって、それでも今後、ずっと経費を出し続けるという覚悟はあるかどうかを伺います。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

当然、そこには住民の痛みを伴うものも出てこざるを得ないのかなと考えております。例えば、水道・下水道の値上げとか、以前から取りざたされておりますごみ袋の有料化、そういうところで歳出だけではなくて歳入の確保、そこら辺で住民の痛みというところも今後出てくる可能性がある。そうしないと、町運営が相当厳しくなるというところでございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

時間が押していますので、簡潔に聞きます。

これは、再任用職員と言いますから、一旦60歳になって再任用した人に今まで付いていなかったのが寒冷地手当を付けましょうということだと思っておりますけれども、その寒冷地手当全般について質疑します。昔は薪炭手当と言っていましたよね。炭と薪の手当で、冬場になると暖房に金が掛かるからということで出しておった。最近は寒冷地手当というふうにしたのですけれども、これは一般町民というか一般の方は、公務員だけ寒冷地手当なんかを付けるのはおかしいと、皆寒いのは一緒だと。特に最近は寒波が来たり猛暑が来たりして一緒だということで、地方自治体において、この寒冷地手当を廃止しましょうという動きが大分活発になって、その率は私は調べてきていないのですけれども、30%くらいがもうこういった寒冷地手当は廃止しましょうと、どこも寒いのは一緒だと、公務員だけ寒いのではないのだから、ということでやっています。私は、この名前を変えてもいいから、この寒冷地手当というのは変えていかないと、非常にほかの方が誤解を受けるので、寒冷地手当の在り方というものについて、今後、どういうふうにしていこうとしているか、お伺いしたいと思えます。

以上です。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

御承知のように町といたしましては、町で人事委員会がありませんので、県の人事委員会勧告に基づきながら給与改定の措置をしているところでございまして、そういう動きがあることも承知しておりますけれども、取りあえず県のほうはまだそれを無くしていない。県内の市町村で寒冷地手当に該当しない所があるかどうかは分かりませんが、その級に該当している所は全て払っていると認識しております。これは国・県の動きがどうなるかによって、町のほうも変わってくるものと思います。そういうことでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 65 号について採決いたします。

議案第 65 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第 66 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 66 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、令和 6 年度人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、再任用職員を住宅手当の支給対象とすること及び定年前再任用短時間勤務職員を暫定再任用職員とみなす経過措置に対し、条例の一部を改正するものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 66 号について採決いたします。

議案第 66 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8

議案第 67 号 津南町訪問看護事業所の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 67 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、12 月から津南町病院内に指定居宅介護支援事業所を開設するとともに令和 8 年度から病院訪問看護、訪問診療、訪問リハビリの機能を一元化し、病院訪問看護事業として実施する計画であることから、この度、既存の町訪問看護事業の設置等に関する条例の廃止を行うものです。

細部につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

病院事務長（小林 武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

2 点ほど質疑いたします。

訪問看護を廃止して病院内で出るといふか、みなし訪問看護のようなかたちを取るといふことなのですが、人員配置で 2.5 人、訪問看護は必要だったと思います。こういうかたちをとった場合、内部では人的には楽になるという表現が良いのかどうか分からないのですが、うまく回るようになるのかとは思いますが、そのことによって、例えば、入院体制

の加算とかにつながるというものはあるのか無いのか。

それから、訪問リハビリについて、これは私が勉強不足で、以前は訪問看護ステーションがあれば訪問リハビリに出られるという制度だったと思うのですが、これを廃止しても訪問リハビリは単独で実施できるというものがあるのでしょうか。

その2点を教えてください。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

まず、1点目、入院の際に加算等々が取れるかどうかにつきましては、現行の診療報酬に対する加算というのは私は把握してございません。ですので、来年度の診療報酬改正、あるいはその他の改正が可能かどうかというところも把握していきたいと思っております。

訪問リハビリにつきましては、現時点でも、みなし訪問リハビリということでやらせていただいております。こちらにつきましても、先ほど申し上げたとおり、連携をしながら来年度も実施していきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

訪問看護ステーション、看護事業を廃止して、みなしにすることによって、2.5人の人員配置がフリーになるというような感覚なので、そのことによって人員配置が豊富になって、例えば、入院の加算が取れるのかというようなことを、もしかしたらそうなれば良いのかなというふうには私は思っているのですが、そのところを今後、計算してみてください。

それから、訪問リハビリについても、今、みなしということでしたが、訪問看護ステーションを廃止しても訪問リハビリはみなしのまま続けられる、と。このみなしを無くすにはどうすればいいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

訪問リハビリを単独で実施する事業所の立ち上げが必要なのかなと思っております。現時点では、その単独実施ということはなかなか困難であると思っております。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

平成 28 年にこの訪問看護ステーションが設置され、これも本当に必要でニーズがあって、しっかりこの時に取り組んでいただいて設置したわけです。住民からの、在宅の方からの要望も強くて、この訪問看護ステーションはやっと設置をしたわけです。ずっと人員確保も必要ですし、お医者さんの往診なんかもその中に組み込んでやってきたわけです。「今度、当院の受診が必要だ。」とおっしゃいましたけれど、訪問看護が無くなるということは、そういうふうにお家で本当に有り難がっている患者さんが病院のほうに受診しなければならないということなのですね。そこを確認します。

やっぱり廃止の一番の理由は、利用者が少なくなってきたということでしょうか。そして、人員不足、人員確保が難しい。これは、在宅医療の推進ということで始めたわけですが、こういう人員不足とか、利用者が少なくなってきたからとか、そういうことで簡単に事業を廃止する。在宅介護とはまた違いますからね、訪問看護というのは。その辺、どういふふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

病院事務長。

病院事務長 (小林 武)

利用者様には、現在、訪問看護ステーションを利用するに当たって、当院のドクター、あるいは他院のドクターの受診をしていただきながらサービスを利用していただいているという現状でございます。ほかの病院もかかりながら、津南病院にもかからなければいけないという、利用者様にとってはデメリットも生じるところでございます。これに対して、今後、受診の干渉も含めまして、あるいはオンライン診療が可能かどうかというようなところ、そういったところは検討しながら、寄り添いながら対応していきたいと思っております。

また、利用者が少なくなったり、人員が少なくなったりということで簡単に廃止、そのようなお話を頂きました。私どもは、そうではございません。令和 4 年から、津南町の関係課、病院、担当職員、経営推進室等で訪問看護を考えるワーキンググループを立ち上げまして、検討してまいりました。広報紙でも専属職員の募集を幾度かさせていただいております。令和 6 年にいたっては、2 回、それをさせていただいております。なかなか専属職員の応募が無かった。そういったところのなかで、今回、経営改善の一部として取り組ませていただいたところでございます。ただ、簡単にこの条例廃止を上げているわけではございません。デメリットを考えながら、津南病院のメリット面は相当あると考えてございます。様々なことを考慮しながら、今回の上程となりました。どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

議長 (恩田 稔)

9 番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

訪問看護ステーションに勤めていらっしゃる方からも本当に切ない声が聞こえてきました。本当に患者さんが喜んでくださるといっているので、そういう使命感みたいなものを感じてやってきたわけです。みなしになるということも切ないというふうに言われていました。だから、本当に簡単に条例を廃止するわけではないと思いますけれども、そういう患者さんの声や職員の声を聴いて、もう一度考えて。利用者の方が何人いらっしゃるかわかりませんが、いる限り、訪問看護ステーションは設置しておくべきだと思います。

以上です。

議長 (恩田 稔)

病院事務長。

病院事務長 (小林 武)

先ほど説明申し上げたとおり、今回、9月の議案として上程させていただきました。6か月の期間を設けさせていただきながら、利用者様、関係機関、院内、職員等々の調整、こういったものを確実にやっていきたいと思っています。利用者様とも寄り添いながら、訪問看護事業の継続に向けてやっていきたいと思っています。

議長 (恩田 稔)

7番、風巻光明議員。

(7番) 風巻光明

要は、訪問看護を止めますということですね。訪問診療はやるのですよね。それが1点。

それと、訪問看護ステーションの病院の損益は単独ではじいておられまして、毎年毎年赤字でしたよね。1,000万円からの赤字だったような気がするのですが、これを廃止することによって、この赤字が無くなるということなのですか。それとも、さっきの説明で「人員が減るので損益改善ができる。」というようなこともおっしゃっていますけれども、ならば、どのくらいの損益改善ができるのか。

その2点について、教えてください。

議長 (恩田 稔)

病院事務長。

病院事務長 (小林 武)

病院で行っている訪問診療につきましては、継続して行ってまいりたいと思っています。訪問診療に関わる看護師につきましては、来年4月からは在宅支援部門のほうへ配置したいと思っています。また、その職員ができないときには訪問看護職員が代わりに行くようなパターンもあるかと思っています。ただ、担当は決めて配置をしたいと思っています。

あと、訪問看護ステーションの収支につきましては、議員おっしゃるとおり、毎年1,000万円程度の赤字が出ております。令和6年度自体は、910万円程度の赤字でございました。

これが全て無くなるかというところでございます。実際、議員にも以前、お示しさせていただいた資料の中の「人件費が削減されると 830 万円程度削減ができる。」というところは考えております。ただ、先ほど説明させていただいたとおり、利用者さんの負担が減るといってお話をしました。要は、収益的な実入りは減っていくというところは考えられます。そういったなかで、赤字幅の圧縮というところは考えております。収益も若干は減っていくというところでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 67 号について採決いたします。

議案第 67 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 9

議案第 68 号 財産の取得について（避難所環境改善資機材）

議長（恩田 稔）

議案第 68 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本財産取得につきましては、現在、災害時の避難所の環境改善に必要な資機材が十分確保できていない状況にあることから、この度、避難所における避難住民のプライバシー対策として、テント式パーティション等を取得、整備するものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

4 番、関谷一男議員。

(4 番) 関谷一男

1 点、お聞きします。

避難所の資材ということなのですが、この資材というのは、船山株式会社さんが特注の機材等を制作しておられるのでしょうか。まず、今年の契約相手、この船山株式会社さんに 2,700 万円くらいあるかと思えます。確か、移動式トイレカーもこの会社だと思ったのですが、こういう特別な注文品がこの船山株式会社さんが専門なのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

特注ということ言えば、特注ではないということが正解なのかなと思っています。この財産の取得、今ほど申し上げました、テント式パーティションとか折り畳み式の簡易ベッド、ポータブル電源、ジェットヒーター、段ボールベッド、これはきっとメーカーによっていろいろあるのでしょうかけれども、町としては仕様書を作りまして、その仕様書のおりということで、今回、入札を行ってきました。その入札を行った結果として、先ほど申し上げました、船山株式会社様が落札したということです。このほかにも、こういった防災用品、先般、一般質問で議員からは御質問がありましたが、自走式の仮設のトイレカー、こういった防災用品的なものを扱っているのは、全国的にはきっといろいろあるのでしょうかけれども、そのうちの一つが今言った今回の船山株式会社様かなと思っています。このほかにも入札でございましたので、ほかの業者も札入れをしたという経過はございます。

議長 (恩田 稔)

11 番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

今回のこの取得でおおよそ何人分なのかなというのと、保管場所は結構な量だと思うのですが、どういう所を想定しているのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

数量が今のところ、避難所用のテント式パーティションを 200 張り、折り畳み式簡易ベッドを 300 台、ポータブル電源はワット数が変わっていますが、全部で 12 台、暖房器具はジェットヒーターになりますが 10 台、段ボールベッドが 50 台、数量から言えば、このようなことで予定しています。

保管場所なのですが、今現在、御案内のとおり国の交付金を使って、今、美雪町の

所に防災倉庫を建てているということであります。そのなかで、今回取得をした財産については管理をしていきたいと思っています。ただ、そこで管理しきれない部分があれば、ほかの避難所はいろいろ施設がありますので、そういった所に分けて管理したほうが良いというものがあれば、事前にそちらのほうに配置したなかで管理する場合もあるかもしれません。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 68 号について採決いたします。

議案第 68 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。 —（午前 11 時 53 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後 1 時 00 分）—

日 程 第 10

議案第 69 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算（第 8 号）

日 程 第 11

議案第 70 号 令和 7 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 12

議案第 71 号 令和 7 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 13

議案第 72 号 令和 7 年度津南町病院事業会計補正予算（第 2 号）

議長（恩田 稔）

議案第 69 号から議案第 72 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 69 号から議案第 72 号まで一括して説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増、前年度繰越金の減、空き家管理費弁償金の増、公共事業等債の増、緊急自然災害防止対策事業債の増、補助災害復旧事業債の増、緊急防災減災事業債の増。歳出で、空き家管理工事費の増、総合行政ネットワーク回線使用料・電算処理委託料及び電算機使用料の増、建築物及び建築設備定期調査委託料の増、全国瞬時警報システム改修業務委託料の増などがございます。

福祉保健課関係では、歳入で、障害者総合支援事業費国庫補助金の増、介護保険特別会計繰入金の増、心身障害者扶養共済給付金の増、後期高齢者医療療養給付費負担金返納金の増。歳出で、過年度事業補助金返納金の増、障害者自立支援給付支払等システム事業委託料の増、心身障害者扶養共済費県返還金の増、前年度重度心身障害者医療費補助金返還金の増、更生医療費・育成医療費返還金の増、そだき苑修繕料の増、介護保険特別会計操出金の増、認知症講習会費の予算の組替え、養育医療費返還金の増、クアハウス津南修繕料の増、津南病院補助金及び建設改良費の増などがございます。

農林振興課関係では、歳入で、冠水用機器等整備対策事業県補助金の増。歳出で、水稻渇水被害応急対策事業補助金の増でございます。

観光地域づくり課関係では、歳出で、継業支援業務委託料の増、プレミアムポイント発行事業補助金の増、かたくりの宿及びリバーサイド津南修繕料の増、竜神の館不動産鑑定委託料の増でございます。

建設課関係では、歳入で、農地農業用施設災害復旧事業分担金及び県補助金の増、簡易水道事業運営基金繰入金の増。歳出で、簡易水道事業会計操出金の増、町道役場病院線消雪施設補修工事費の増、農業用施設災害復旧工事費の増などがございます。

教育委員会関係では、歳入で、埋蔵文化財センターパンフレット広告掲載料の増。歳出で、小学校施設整備工事費の増、公民館修繕料及び機器使用料の増、備品購入費の減、埋蔵文化財センター印刷製本費・消耗品費・AED 機器使用料・防犯カメラ増設工事費の増、遺跡発掘調査写真測量等委託料の減、農と縄文体験実習館草刈り機修繕料の増などがございます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、前年度分保険者負担金の増でございます。

介護保険特別会計では、歳入で、地域支援事業に係る国県交付金・一般会計繰入金の増、前年度繰越金の増。歳出で、包括支援センター電話回線使用料の増、国庫支出金支払基金交付金等精算償還金の増、一般会計繰出金の増などがございます。

病院事業会計では、収益的収入で、一般会計補助金の増、居宅介護支援事業収益の増。歳出で、居宅介護支援事業に係る給与費・経費・研究研修費の増でございます。資本的収入で、一般会計支出金の増、支出でボイラー改修工事に伴う病院改良費の増です。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（高橋昌史）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（小島孝之）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（滝沢泰宏）、病院事務長（小林武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

総務課に1点、お願いします。

歳出の所で危険空き家の解体費用が631万7,000円計上されています。私の認識からすると1軒当たり300万円くらいかなと思っていたのですが、これは1軒か2軒か。解体業者は何社見積りをしたかもお願いします。そして、その収入なのですが、弁償金で631万6,000円計上されておりまして、この弁償金というのはどこから入る収入なのでしょう。持ち主から入る予定があるので、その金額が計上されているのか、お伺いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

空き家の関係の補正に関する御質疑ということでございます。

まず、1点目のところなのですが、私ども、今ほど御指摘があったとおり、631万6,000円ということで予算を組ませていただきました。これにつきましては、担当のほうで町内の業者、解体業者を含めまして見積りを取った結果として、これくらいの予算は掛かるだろうということで、この631万6,000円ということで予定をさせていただいたというものであります。

それから、2点目の御質疑の歳入の弁償金の関係です。これは議員御賢察のとおりで、全員協議会でも御説明させていただきましたが、当然、民間の空き家に関しては、本来であれば所有者のほうから危険が無いように措置をしてもらい、解体をしてもらいというものでございます。全員協議会でも御説明申し上げましたが、町でも担当者から所有者の方に再三お電話をし、連絡を取ってきて、その所有者の方もやるというようなところで検討するといろいろお話がありました。結局、私どもは8月30日までに最終的な御回答を頂きたいということだったのですが、その後、連絡がなかなか無かったものですから、この度、こういうような措置、特に緊急安全措置ということで取らせてもらったという経過があります。ですから、解体は町が危険が無いようにということでやりますが、弁償金は所有者から頂戴をするという予定でいます。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

1軒で630万円ということは、やはりかなり高いような気がするのですが、その家屋というのは、普通の家よりも特別倍くらい大きいとか、そういうこともあるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

担当のほうが当然のことながら現地に立ち会って、町内業者のほうから見積りを取らせていただいた結果ということで 631 万 6,000 円ということなのですが、近くの集落の職員に聞くと、やはり家は普通の家よりもかなり大きいということでございますので、それで少し高くなっているというようなことで考えてございます。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

総務課に 1 点、観光地域づくり課に 1 点、教育委員会に 1 点ございます。

総務課は、4 ページを見ますと、最近、非常に起債が多くなっているわけですが、年利 5 %以内の方式で借り入れるということでやっております。このお金の借入れというのは、いろいろ政府金融機関とか民間の銀行とかあるのですけれども、これはどういう金融機関から借入れを予定しているのか。年利 5 %以内と書いてあるけれど、実質、こういった公共事業とかのものはもっと年利が安いと思うのです。年利 5 %以内と書いてあるけれど、実質何%なのですか。教えてください。

次に、観光地域づくり課の課長に。13 ページ、商工観光費の中で継業支援業務委託料増ということで説明を受けたのが、地域おこし協力隊が 11 月に辞めるので、急きょ、また新しい人を見付けるというような説明があったと思います。私、非常に不勉強で、地域おこし協力隊というのは町が直接採用するものと国が採用して地方に向けてくるというのがあられるらしいのです。私が聞いている範囲では国からの採用で津南町に入ってくるような事を聞いているのですけれど、その辺の区分けについて、どういうふうになっているのか教えていただきたい。

教育委員会は、14 ページの学校管理費で、ちょっとびっくりしたのが旧津南原小学校の高圧受電装置でコンデンサー関係が PCB が入っているので撤去しなくてはならないと書いてあるのですけれども、旧津南原小学校は、もう廃校というか、もうほとんど使われなくなっているのです。高圧充電なんていうのはやらなくてもいいと思うのです。低圧充電で。高圧充電をするから、この進相コンデンサーというのですか、力率を改善するコンデンサーだと思ってしまうのですけれども、これに PCB が入っているなんていう問題がありますので、こんなものは破棄して低圧充電にしたほうが良いのではないかなと私は。そんなにもう使用電力が多いわけではないですから、多分、6,000V くらいで入っているのではないかなと思うのですけれど。そういうものはあまり必要ではないのではないかなと思うので、その辺の見解について教えてください。

この 3 件です。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

最初の質疑、起債の関係でございます。政府系金融機関ということになりますので、令和6年度の歳入歳出決算参考表の14ページに令和6年度発行のものが出ています。財政融資資金とかかんぽ資金とかゆうちょ資金がありますけれども、今はほとんどが財政融資資金ということになりますので、国の財務省でしょうか、そちらのほうからになります。率なのですけれども、令和6年度の発行額で多いのが、一番大きいのが3.5%以下になっておりまして、一応、金利が上がっている可能性もありますので、5%以下ということで設定させていただいております。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

地域おこし協力隊の採用の形態なのですけれども、すみません、私も細かい所は分からないのですが、取りあえず今の地域おこし協力隊は、町とマッチング会社のほうと合わせて採用計画を立てて採用させていただいて、町に派遣いただいているというかたちでございます。それでよろしいでしょうか。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

高圧コンデンサーの件につきましては、今現在、設置してあるコンデンサー自体にPCBが入っている可能性があるということなので、まず、これを交換しなければいけないという指摘を受けています。その後の設置するものについては、再度、業者と協議をして必要最低限のものを設置するというところで進めてまいりたいと思います。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

観光地域づくり課長は、町が直接採用する地域おこし協力隊とマッチング会社からの紹介で地域おこし協力隊が入るとおっしゃったと思うのですけれども、そのマッチング会社というのが国から指定されたマッチング会社なのかな、どうなのかなと思っているのが1点。

それから、教育委員会。使わなくなるなら、わざわざPCBのコンデンサーを換えなくても廃棄処理すればいいだけだと思うので、その辺は私どもは理解に苦しむのですけれども。

まだしばらく高圧充電でやろうということなのですね。そういうことですね。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

すみません。今、マッチング会社と言ったのは継業のマッチング会社のことなので、要は一般の企業さんですね。一般の企業さんと我々で採用計画を立てて、そして、こういう継業業務に興味のある地域おこし協力隊を募集しています。ここは国と直接つながっているわけではなくて、町の財政のほうから、地域おこし協力隊を雇ったので交付税を用立てていただくというかたちでございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

同じ回答になるかもしれませんが、まず、付いているものについては PCB が含まれている可能性がありますので、こちらは撤去して、当然検査をして、入っていれば処分をしなければいけないということになります。それを取り外した後の件については、当然、まだ地域おこし協力隊等が入っておりますので、旧津南原小学校が最低限必要な電気を使えるような状況にしたいと思います。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

すみません、1 点です。竜神の館は今のところ活用が無いということで、壊すよりも売却をするために鑑定していただくということですが、こちらは一応、次に買いたい人がいるからということなのではないでしょうか。それとも、それが決まるまで待つていくということでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

竜神の館に関しましては、現時点で地域でこういった活用をしたいというような話は無いのですが、民間事業者の方から、一、二件、問合せを頂いているという状況でございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第 69 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 69 号について採決いたします。

議案第 69 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 70 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 70 号について採決いたします。

議案第 70 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 71 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 71 号について採決いたします。

議案第 71 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 72 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 72 号について採決いたします。

議案第 72 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 14

認定第 1 号 令和 6 年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 15

認定第 2 号 令和 6 年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 16

認定第 3 号 令和 6 年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 17

認定第 4 号 令和 6 年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 18

認定第 5 号 令和 6 年度津南町簡易水道事業会計決算の認定について

日 程 第 19

認定第 6 号 令和 6 年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について

日 程 第 20

認定第 7 号 令和 6 年度津南町農業集落排水事業会計決算の認定について

日 程 第 21

認定第 8 号 令和 6 年度津南町病院事業会計決算の認定について

議長（恩田 稔）

認定第 1 号から認定第 8 号についてまで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和 6 年度決算の認定について、認定第 1 号から認定第 8 号まで一括して説明申し上げます。

令和 6 年度を振り返りますと、前年に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置付けられたことから、人の流れも活発化し、社会・経済活動も回復基調にあって、ようやく人々が普段の生活を取り戻すことができ、また、数十年続いたデフレ経済からの脱却を見、我々地方への期待を感じた一年となりました。

一方、今冬は、2 月に入ってから連日の降雪により、町内で雪害発生の危険性が高まったことから、「豪雪災害対策本部」を設置し、警戒態勢を強めました。2 月 10 日には国の災害救助法の適用を受け、主に町内の要援護者世帯等の救助を実施しました。

また、物価高騰による経済への影響への対策として、国の物価高騰対応重点支援地方創

生臨時交付金を活用し、特にエネルギー・食料品価格等の高騰の影響により、一段と困難な状況に置かれた町民の皆様への給付金や、子育て世帯への加算給付金、原油高騰に伴う灯油購入費助成事業を実施するなど、物価高騰対策を行ってまいりました。

「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ 2024」を開催し、入込客数は 54 万 5,931 人となりました。町内では、閉校した大赤沢分校を舞台に「アケヤマ 秋山郷立大赤沢小学校」と題した作品が制作され、秋山郷独自の山の技術・知恵を作家と地域住民、研究者などが探究する学校として好評を博しました。「上郷クローブ座レストラン」では、2 人の作家と地元女性が力を合わせ、夏・秋通じての長期営業にチャレンジし、旬の地元食材を使った料理を提供し、集客も安定し、運営を終えることができました。

近年の出生数減少等による少子化の影響で、小学校 3 校による教育体制の維持が困難となるなか、「今後の上郷小学校・芦ヶ崎小学校の統合に当たってのアンケート調査」を実施するとともに、「上郷小学校及び芦ヶ崎小学校の今後の在り方に向けた懇談会」を開催し、町の考え方を御説明、意見交換をし、説明を加え対応いたしました。保育園環境整備に向けては、「津南町保育園環境整備のための検討会」を立ち上げ、「津南町保育園環境整備のための検討報告書」をまとめ、「津南町保育園の環境整備に向けた基本方針」を策定しました。今後、具体的な保育環境整備に努めてまいります。

さて、町長就任から 7 年が経過いたしました。「町民の皆様の日々の生活を守る」、「将来の津南をつくる人を育てる」、この二つの理念の下、町政の舵取りをしっかりと担ってまいります。なお、一層の、議員、町民の皆様への御指導、御理解、御協力をお願い申し上げ、ここに令和 6 年度の決算の概要について報告いたします。

一般会計の歳入につきましては、個人町民税が定額減税の影響により減となりましたけれども、法人町民税は増となりました。固定資産税では評価替えにより減となったことから、町税の収入済額は 11 億 1,703 万円となり、コロナ禍からの回復基調でありましたが、前年度より 0.4% 減の収入状況となっております。

主な内訳としましては、町民税は個人の納税義務者数は微減で、1 人当たりの給与所得は前年より増加しておりますが、定額減税により 9.5% の減、法人町民税は電力関連企業の増額により 36.4% の増となり、町民税全体としては 0.1% の微増となりました。固定資産税では、評価替えの年に当たり、土地・家屋の評価額の見直しにより 2.2% の減となりましたが、償却資産分については 1.7% の増でした。軽自動車税は、新基準の車両登録台数の増加により 1.4% の増となりました。町たばこ税は販売本数の減少により 3.5% の減、入湯税は 3.4% の減となっております。

なお、定額減税による減収分につきましては、特例交付金により措置されております。次に令和 6 年度の主な事業の成果について申し上げます。

総務課関係では、ふるさと納税については過去最高となる 4 億 6,000 万円を、企業版ふるさと納税は 675 万円の御寄附を頂きました。町の出品者及び中間事業者の皆様のご活動等が実を結んだものと捉えております。

2050 年脱炭素社会の実現に向けて「地球温暖化対策実行計画・区域施策編」を策定しました。「ゆき・みず・だいち 自然と未来に暮らすまちからゼロカーボンシティつなぐ」をコンセプトに、省エネ対策の推進、町民の環境意識の醸成、雪国×脱炭素による観光振興など、八つの重点施策を掲げました。

新規に「地域づくり推進事業」を創設し、地区振興協議会や集落が連携して実施するイベント等の取組に対する支援を行いました。町の情報発信や広報公聴機能の充実、ふるさと納税のPR、町組織の課題等の解決に向けて、地域活性化起業人を設置し事業の拡充に努めました。

庁舎整備では、経年劣化等による高圧受電設備機器更新工事及び屋上に設置してあるクーリングタワー更新工事を実施しました。

地域公共交通につきましては、町民の生活交通を確保するため、定期路線バスの運行費の補助や乗合タクシー事業などを継続して行いました。

結婚婚活支援の拡充策として、十日町市の「ハピ婚サポートセンター」の利用登録要件等を緩和することで、出会いの場の創出拡大を図りました。

ニュー・グリーンピア津南につきましては、現賃貸借契約を締結している㈱津南高原開発との契約期限が令和7年9月末で終了することから、今後の施設等の活用方法を検討するため、建物等の調査診断を行いました。施設等の活用方法変更にあたっては専門的知見が必要なことから、不動産仲介事業者、弁護士と業務委託契約を締結し、具体的な提案や相談、アドバイスを得ながら議論を進め、議会の皆様との意見交換も重ねてまいりました。

今冬の豪雪による集落の除雪経費や消雪パイプ電気料等の増加に伴い、住民負担の増が危惧されたことから、その軽減のため、78集落に対して総額1,141万6,000円の除雪対策集落支援金を支給しました。

次に、福祉保健課関係では、社会福祉関係として、地域社会を取り巻く環境が変化するなか、福祉ニーズの多様化・複雑化に対し、様々な方々と連携しながら、子ども、高齢者、障害をお持ちの方など、町民の暮らしと生きがいを地域と共に支え、創る、地域共生社会の実現に向けて施策を進めてまいりました。

障害者福祉では、障害を持つ方が自立と社会参加を実現できるよう、相談支援や地域生活支援など、福祉事業者や関係団体等との連携を強化するとともに、必要とされるサービスを的確に把握しながら、サービス提供体制の充実に努めてまいりました。

高齢者対策では、できる限り住み慣れた地域や自宅で住み続けられるよう、緊急通報装置の設置による安否確認や、食事の提供サービスによる生活支援など、各種サービス事業を引き続き実施するとともに、地域の住民活動や生活支援サポーター事業などのボランティア活動を支援するなど、住み慣れた地域で安心して生活できるように努めてまいりました。

また、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、福祉の向上を図ることを目的として高齢者等タクシー利用助成事業を実施しました。

保健関係では、町民が健康で明るい日常生活を送れるよう、健康づくりの啓発に努めるとともに、病気の早期発見、早期治療につなげるための健康診断や各種がん検診等を実施するとともに、保健師による訪問活動などを実施してまいりました。

予防接種関係では、従来の予防接種に加え、新型コロナウイルスワクチン接種や带状疱疹予防接種に係る費用の一部助成を実施いたしました。

子育て支援・少子化対策の関係では、子どもの医療費助成において入院医療費の無償化など子育て世代の経済的な負担軽減を図るとともに、伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体とする「出産・子育て応援交付金」事業を実施いたしました。

また、一般不妊治療も対象に加えることによる不妊治療費の助成事業や妊産婦健診助成、乳児への産後ケアサービスへの助成等を行い、さらには圏域内における周産期医療の維持存続を図ることを目的として周産期医療継続支援事業を実施し、子育て支援・少子化対策の充実に努めてまいりました。

国民健康保険は、一般会計からの赤字繰入をせず、県納付金の大きな変動が無かったことから、令和6年度の保険料は据え置きといたしました。国が示している県内保険料統一の方向性のなかで、国の財政支援の強化、県による激変緩和措置による納付金算定時の配慮と併せて医療費水準の格差是正をする取組について強く要望するなかで、引き続き安定的な財政運営に努めてまいります。

介護保険は、第9期介護保険事業計画に基づき、町民ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステム実現のため、介護予防事業や相談体制、町立津南病院との連携強化など、切れ目のない包括的な支援体制づくりに努めてまいりました。

後期高齢者医療制度は、新潟県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり運営を行っておりますが、広域連合と連携しながら、安定的な運営に努めてまいりました。

次に、農林振興課関係では、稲作関係は昨年、高温・渇水等非常に厳しい気象条件のなか、一等米比率は54%と県平均を下回る結果となりましたが、異常気象に強い米づくりのため、町単事業で行う堆肥投入による土づくりが効果的であることから、今後も土づくり事業に対する補助を継続してまいります。

昨年の5月から6月の少雨に伴い渇水対策事業を行い、水田や畑作に対し、一定の水確保対策に取り組みました。

また、近年の高温渇水により、水田の基盤に亀裂等が発生し、水持ちが悪い水田対策として22haのブル整地実証事業を行い、水田の用水不足に対する課題に対応いたしました。全国的に令和6年産米の不足により米価が高騰するなか、津南産魚沼コシヒカリの高品質・良食味米の安定生産に向け、引き続き各種事業を行います。

園芸関係では、県の1億円産地育成に向け県の補助事業を活用し、令和3年度からアスパラガスの新植事業を行い、4年間で6.75haの増反事業を行いました。

スマート農業の導入を加速させるため、町単独事業としてスマート農業加速化事業を継続し、直進アシスト付きトラクター6台、田植機1台、農業用ドローン1台など、スマート農業機械の導入を推進しました。

土地基盤整備では、農村環境整備事業により、農道6か所、水路8か所、広場1か所の整備を支援し、農道の安全確保や安定的な通水の確保などを図ることができました。ほ場整備事業では、農家負担の無い事業採択に向け、町内6地区の中間管理権設定作業に取り組みました。

環境に配慮した農業の推進のために従来型のマルチから生分解性マルチへの切替え、畑地への堆肥散布委託費への支援をいたしました。

この他、農林産物販売会議による農産物の独自の販売PR、有機農業推進事業を実施いたしました。

次に、観光地域づくり課関係では、観光誘客は、第9回大地の芸術祭を開催しました。第8回展に比べると会期が短縮されたため、全体では入込客数は減となりましたが、1日当たりの入込客数は増え、その中でも津南地域、特に大赤沢の「アケヤマ」が話題作品となり

ました。越後湯沢から上郷、大赤沢を巡るツアーバスにはジオガイドが添乗し、芸術だけではなく津南の魅力を発信していただきました。

ほかにもシェアサイクリングを津南駅と役場前に導入し、アート作品鑑賞などで利用がありました。

また、秋から冬にかけて観光地、宿泊施設、物産販売所、飲食店などに協力いただき、デジタルスタンプラリーを実施し、観光客の立ち寄り先などを調査しました。

労働関係は、令和6年度の十日町地区管内の有効求人倍率を見ますと、求職者、人手不足は深刻化しており、こうした状況のなか、中高生を対象とした「まちの産業発見塾」や「高校生職場体験事業」を十日町地区雇用協議会と共に実施いたしました。

商工関係では、企業誘致マッチング会社と委託契約を結んでおりますが、より実効性を高められるよう、内容を見直しました。また、企業研修を誘致し、企業の若手社員が地域課題解決の演習を行いました。これにより関係性が構築され、有為な人材の呼び込み、産業の盛り上げを期待しています。

既存事業者の継業支援では、専門の地域おこし協力隊が昨年7月に着任し、多くの企業の聞き取り調査をしております。

諸物価高騰のなか、事業者の固定費削減を促進するため、事業所省エネルギー設備導入促進支援事業を実施しました。

また、商工会主体によるつなん軽トラ市が行われ、商工事業者だけではなく農林事業者にも協力いただき、多くの方々が訪れ、盛況となりました。

イベントでは、津南まつりでは民踊流しの場所を国道405号に変更して実施しました。ひまわり広場は酷暑のなかでしたが、例年並みの入込みとなりました。雪まつりは大雪のなかで、会場や駐車場除雪に大変苦勞した年でしたが、当日は晴天に恵まれ、国内外の皆様の御来訪がありました。

移住・定住では、移住コーディネーターが中心となり、空き家セミナーやワーキングホリデー事業の実施で関係集落を増やし、移住体験ツアーの支援などを行いました。

次に、建設課関係では、国県道事業として、国道117号灰雨改良整備事業の灰雨反里トンネルは令和5年度にトンネル掘削工事が完了し、引き続き、道路改築事業が継続して進められております。国道405号の歩道整備事業は、用地買収、家屋補償が進められ、今年度、歩道工事が行われます。

国道405号では、前倉地内の拡幅改良工事、見玉・清水川原間の防雪工事が継続して進められており、県道結東上郷宮野原線については加用地内で拡幅改良工事が継続されております。

河川関係では、砂防事業で中津川床固工群、芦ヶ崎地内の石黒川砂防工事の継続、河川改修事業では信濃川河川整備の6地区で堤防工事が継続され、2地区においては完了しております。

町道改良関係では、継続2路線、新規3路線、舗装修繕5路線、側溝改良3路線、防雪工事3路線、橋梁修繕工事1橋を実施しました。防雪事業としてロータリ除雪車の購入もいたしました。

簡易水道事業では、4地区の水道本管布設替え工事、1地区の水源ポンプ更新工事を行い、特定環境保全公共下水道事業では、津南浄化センター曝気攪拌装置更新、遠方監視装

置更新及び中継ポンプ施設更新工事を行いました。農業集落排水事業では処理場汚泥引抜ポンプ更新及び中継ポンプ施設更新工事を行いました。また、住宅新築に伴う公共枿設置工事を行いました。

次に、教育委員会関係、子育て教育関係では、町の教育の基本理念・ビジョンである「津南で育み、社会に大きく羽ばたく教育」の下、「津南町教育大綱」や「津南町教育振興基本計画」等を踏まえながら、主体性や創造性を育む学びを総合的に推進してまいりました。

「育ネットつなん」関係では、町内関係組織・団体等と連携し様々な活動を展開するなか、保育園・学校では例年計画してきた保小中連携の職員相互の交流体験を更に深化させるとともに、園児、児童、生徒の交流活動に力を入れました。特に年長児と低学年児童、3小学校の同学年の交流は今までにない回数と内容で進めたところです。各学校の地域コーディネーターが中心となり、学校の課題や要望等を取りまとめ、登下校の見守りや授業支援活動、職業講話の講師など、多岐にわたる「いクロスつなん」のボランティア活動を行いました。この「いクロスつなん」の取組は、学校の課題解決の一部を担い、各校にとって欠かすことのできない取組となっております。「みらい教室」では、町内3校の小学校6年生と中学校1年生が津南町の自然環境で自然体験や生活体験を共に経験することを通して円滑な人間関係の素地をつくとともに、英語や異文化に触れ合う活動に取り組みました。

学校教育に係る人的環境整備の取組では、複式対応講師や学習支援員などの配置、不登校対策として、つなんにこやかルーム指導員や訪問相談員を継続配置いたしました。また、外国語指導助手を2名採用し、児童生徒の英語教育の推進にも努めてまいりました。

総合・探求活動推進事業では、県立津南中等教育学校の津南妻有学の取組に関わる生徒及び教員への支援を行うとともに、津南中学校の総合的な学習のキャリア教育に関わる生徒及び教員への支援を行うなかで、県立津南中等教育学校生徒との交流授業を行う新たな取組となりました。

保育園関係では、保育園5園、子育て支援センターを運営し、それぞれ子どもたちが安心して過ごせる環境を整え、心身の健やかな成長を促すとともに、保護者や地域と連携し、子どもの成長過程や園での活動を共有しながら取り組んでまいりました。その取組の一環として、保護者との意思疎通の円滑化や園業務の効率化を図るため、ICTシステムを導入しました。また、副食材料費の物価高騰に対応するため、食材費の一部を町負担とすることで保護者負担を据え置き、園での使用済みおむつの処分や通園費の補助など、保護者負担の軽減に取り組みました。保育士においては、人材の確保と保育スキルの向上、学びを深めるため資質向上に努めました。保育園整備については、津南町保育園環境整備のための検討会を立ち上げ報告書を作成し、それを基に津南町保育園の環境整備に向けた基本方針を策定しました。

学校関係では、GIGAスクール構想の推進、学校給食費の公会計化など、教職員の業務負担を軽減することで、子どもと向き合う時間の確保や教育の質の向上を図りました。

学校施設の維持管理として、小学校では特別教室等の空調設備工事やグラウンド内遊具の設置、中学校では特別教室の空調設備工事、暖房機更新、女子トイレ暖房便座取替え、体育館の床板の損傷修繕など環境改善に努めました。また、県立津南中等教育学校前期生や高等学校に通学する生徒に対して通学費の一部補助や、学校給食においては保育園と同様に給食食材費の物価高騰に対応するため、食材費の一部を町が負担し、保護者の経済的負

担の軽減に取り組みました。

生涯学習関係では、芸能フェスティバルが40回目の節目を迎えるなど、コロナ禍に見合わせていた各種学習講座や教室、スポーツ大会などは以前の状態にほぼ戻り、また、「ことばのキャッチボール」は働き手としての外国人の利用が活発となりました。引き続き、社会教育のニーズに答えられるよう実施してまいります。

施設整備では、町総合センター駐車場の消雪用井戸更新工事を行ったほか、中学校の休日の部活動の地域移行は「津南町中学校の部活動地域移行推進計画」を基に、水泳やバドミントン、スキーなど7種目で、月1回程度から地域移行の部活動に取り組みました。

文化財関係では、旧中津小学校の埋蔵文化財センターについては体育館棟の展示ケースやパネル等の制作を中心に整備を行い、平成30年度から7年掛けた工事がようやく終了いたしました。今秋開館に向けて鋭意準備を進め、なじょもんととの相乗効果で当町の滞在時間を増やし、観光や地域経済に良い影響を与えることを大いに期待しています。

苗場山麓ジオパーク事業では、これまで日本ジオパークの再認定審査において高い評価をいただいています。具体的には、地域住民を対象とした質の高い教育活動を継続して実施してまいりました。また、前回の再認定審査で指摘をされた基本計画の策定をいたしました。ハード事業としては、ジオサイト解説看板の張替えを実施したほか、ソフト事業では、小中学生のジオパーク作品展やジオパークフォトコンテスト、ジオパーク認定商品「大地のたからもの」のPR、中津川左岸散策道の活用を行いました。また、ジオガイドの更なるスキルアップ、養成に努めた結果、新たに6名のガイドが誕生し、ガイド認定者は合計112名となりました。中には、地域おこし協力隊員や大地の芸術祭関係者も含まれます。観光と連携としての大地の芸術祭オフィシャルバスツアーにジオパークガイドも同乗し、地域とジオパークの魅力をPRいたしました。引き続き、教育活動や観光対応における活動の拡充など、各種事業を展開していくとともに、今後もジオパーク活動の盛り上がりに向けて栄村との連携強化を図ってまいります。

最後に、病院事業会計では、引き続き発熱外来を継続し、併せて、安心して病棟で入院診療が受けられるよう特定の病室に陰圧装置を設置し、今後の新興感染症に対する医療設備の充実を図りました。

しかしながら、一般外来では、域内の人口減少やコロナ禍後の受診行動の変化により診療科全体の患者数は減少し、また、病棟においては、在院日数減により、延べ患者数は減少しています。

通所リハビリテーションでは、要支援者等による利用回数が増え、また、通所型サービスC事業においても利用者増となりました。

在宅医療においては、引き続き、機能強化型在宅療養支援病院としての指定を受け、訪問看護ステーションとともに包括的に医療・看護サービスを提供してきましたが、家族等、在宅介護者の様々な環境の変化等により、延べ患者・利用者数は減少いたしました。

医療スタッフ確保・充足につきましては、県の御協力の下、新たに二拠点で活動する内科医師を確保することができ、令和7年度の常勤化につながっております。また、医師の働き方改革が適用され、タスクシフトや医師事務補助職員の配置等を進めてまいりました。

病院の収支については、令和6年度の病院会計予算において、入院・外来収益減による医業収益の減、物価高騰や人件費の上昇等による医業費用の増等により、一般会計補助金

は3億6,403万3,000円とし、そのうち病院運営費補助を3億3,783万4,000円といたしました。地域の医療資源や病院病棟の状況を考慮しながら病床数の適正化に取り組み、併せて、国県給付金を見込んでいましたが、国の政治、財源等の要因で、計画した配分が見込めなかったため、特別損益を加算した当期純損失は、1億1,672万5,000円となりました。

今後も津南病院が将来にわたって地域住民の医療に対する期待に応え、同時に、町財政からの繰出額を圧縮できるよう、財務をはじめとする経営健全化に向けた取組を強化・実践し、引き続き経営改善に努めてまいります。

以上、令和6年度の決算報告に当たり、進めてまいりました施策の一端を申し上げます。

町民の皆様の安定と豊かさ、また、次世代の育成のため、職員一丸となって、精一杯様々な事業に取り組んでまいりました。

令和6年度決算について、十分なる御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

会計管理者。

会計管理者（太田 昌）

令和6年度決算の御審議をいただくに当たりまして、私から総括的な御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する、会計管理者における「議会提出の法定資料」は、津南町各会計歳入歳出決算書、各会計実質収支に関する調書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、基金運用状況調書を含む財産に関する調書、以上の4項目を冊子にまとめてございますので、御覧いただければと思います。

このほかに、参考資料といたしまして、病院事業会計を除く各会計の決算の状況につきまして、歳入歳出決算参考表にまとめてございますので、こちらのほうも御覧いただきたいと思っております。また、会計ごとの数値の読上げは省略させていただきます。

最初に、病院事業会計を除く一般会計、特別会計の総額について御報告いたします。

歳入総額は125億468万6,124円で対前年度比102.1%、歳出総額は115億1,576万3,675円で対前年度比101.8%でございました。

繰越額につきましては、一般会計では5億7,798万8,773円ですが、繰越明許費等の繰越額、翌年度へ繰り越す財源がございますので、実質収支の総額は5億2,557万8,733円でございました。

また、各特別会計につきましては、決算書よりお読み取りいただければと思います。

歳入総額125億円におけます各会計比率を見ますと、一般会計71.6%、介護保険特別会計15.7%、国民健康保険特別会計7.6%、簡易水道事業会計1.6%、農業集落排水事業特別会計1.4%、特定環境保全公共下水道事業会計2.1%であります。

歳出総額の155億円につきましても、各会計別の構成比率はほぼ昨年同様となっております。

続きまして、基金の運用の報告でございます。資金の涵養と運用管理の指針として、地

方自治法同実務提要及び町公金運用方針がございます。令和6年度におきましても、これに基づき、確実かつ効率的な管理運用に努めてまいりました。

その結果につきましては、歳入歳出参考表の最終26ページのとおりでございます。積立て・取崩しを集計しますと、出納閉鎖日現在の基金総額は、27億4,295万9,328円となっております。

次に、財産につきましては、決算書248ページ、財産に関する調書に記載してあるとおりでございます。

本決算に当たりまして、現地監査を含め、延べ三日間の決算審査をいただきました。

細部につきましては、明日から予定されております合同常任委員会にて各課長のほうから御説明いたしますので、ぜひとも認定いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

決算監査意見書については、事前に配布されているため、朗読は省略いたします。

議長（恩田 稔）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から9月11日まで休会とし、9日と10日は委員会審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、明日から9月11日まで休会することに決定いたしました。

9月12日は、定刻の午前10時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後2時44分）—